

信楽水再生センターが完成



▲▲処理場全景、谷あいの風景に溶け込むように、山小屋をイメージした施設造りになっています



平成16年度から整備を進めてきた信楽地域公共下水道の汚水処理施設が、このほど完成しました。私たちが生活するために汚した水を「再生」する役割を担っていることから、水再生センターと名付けられました。

3月29日、通水式が信楽町黄瀬の同センターで行われ、多くの関係者が完成を祝いました。

この施設は、微生物の力を借りて汚れを分解し、富栄養化の要因となるチッ素・リンの排出を抑える高度処理に対応しており、信楽地域の約8割を占める公共下水道の処理区域を受け持つこととなります。

今後もし引き続き、管路工事を進めるとともに、水再生センターが快適な生活と水質保全に役立つ大切な施設として稼働します。

問い合わせ

下水道建設課 計画係

☎ 86-83334

FAX 86-83390

快適で清潔なくらしのために

～公共下水道整備進む～

公共下水道の

使える区域が

広がりました

皆様のご協力により、新たに次の区域で公共下水道が使えるようになりました。

【水口地域】

泉、宇田、桜ヶ丘、第3水口台、第4水口台の各一部

【甲南地域】

池田、寺庄、野田、竜法師の各一部

【信楽地域】

黄瀬、牧の各一部

排水設備工事で下水道に接続

下水道が供用開始された区域の家屋や工場（事業場）では、汚水を下水道に流入させるために必要な工事（排水設備工事）をしていただくこととなります。

また、くみ取り便所が設けられている場合は、3年以内に水洗便所に改造するよう下水道法で義務付けられています。

公共用水域の水質保全、また地域一帯の環境衛生の向上のためにも、早期に排水設備工事を行い下水道へ接続していただきますようお願いいたします。

排水設備工事は指定工事店で

排水設備工事は定められた基準どおりに行われないと、故障の原因となったり、市が管理している下水道施設にも影響を及ぼしてしまいます。指定工事店とは、その工事に必要な技術を習得している専属した「責任技術者」がいるなど、要件に適合している事業者として市が指定しているものです。排水設備工事は必ず指定工事店で行ってください。指定工事店一覧が必要な場合はお問い合わせください。

工事資金の融資をあつせんします

排水設備工事に要する資金が必要な場合、市が金融機関に融資のあつせんをする制度です。申請手続き等については、指定工事店または下水道管理課へお問い合わせください。

問い合わせ

下水道管理課 普及啓発係

☎ 86-83398

FAX 86-80332